

園芸施設共済のご加入にあたって

〈金融商品販売法等に基づく重要事項の説明〉

この説明書は、園芸施設共済へのご加入にあたりあらかじめご承知いただきたい重要事項をお示ししたものです。この説明書でわかりにくい点、また、詳細についてはお近くの農業共済組合（以下「組合」という。）にお問い合わせ下さい。

● 加入申込みと共済関係の成立

園芸施設共済加入申込書（以下「加入申込書」という。）に必要事項を記入・捺印して組合に申込み、組合が承諾したときに成立します。共済責任期間は、組合員から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から開始いたします。継続加入の場合は従前の共済責任期間の終了する日の1か月前から終了する日の前日までに共済掛金の払い込みを受けたときは当該共済責任期間の終了する日の翌日からとなります。共済責任期間は原則1年ですが、施設の設置（被覆）・栽培期間が周年でない場合は、その期日に合わせて2か月以上11か月とすることができます。

● 共済金額について

共済金額は、園芸施設1棟ごとに農林水産省が定める園芸施設共済事務取扱要領を基に園芸施設本体・附属施設並びに被覆材等の新調達価額を算出し、その各々の額に経過年数に対応する減価割合（園芸施設の本体・附属施設は時価現存率、被覆材等は被覆経過割合）により共済価額（時価額）を算出し、補償割合（以下「付保割合」といいます。）を乗じて算出します。

付保割合は4割～8割となっています。なお、同一共済責任期間中に増改築等により共済価額に増減が生じたり、共済事故による損害について共済金が支払われたりした場合でも共済金額の変更はしません。また、施設内農作物の共済価額は、投下した生産費を補償するということで園芸施設の新調達価額に葉菜類・果菜類・花き類ごとに一定の率を乗じて算出されます。

（注）園芸施設共済は時価額を補償するため、時価現存率及び被覆経過割合により共済価額を算定します。

● 損害防止及び事故発生の通知について

ご加入された園芸施設には通常すべき管理と損害防止を行うとともに、事故発生の際は損害の防止又は軽減に努めてください。また、当該園芸施設に損害が発生したときは速やかに、組合に事故発生の通知をお願いします。

● 共済金の支払いについての事項

園芸施設共済に加入した園芸施設が共済事故によって損害を被ったとき、加入している園芸施設1棟（附属施設及び施設内農作物を併せて加入した場合も含む。）ごとに、損害の合計が3万円（または共済価額の10分の1に相当する金額）を超える場合に共済金をお支払します。また、共済金の支払額は損害額に付保割合を乗じて算出します。尚、加入いただいた園芸施設に、補償内容を同じくする他の共済・保険契約がある場合は、それぞれの契約の支払額の合計が損害額を超えるときは、共済金を分担してお支払します。

● 共済金を支払わない場合について

次のような場合には、共済金の一部または全額をお支払できないことがあります。

- （1）加入者が通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害
- （2）加入者が損害発生の通知を怠り、または故意・重大な過失によって事実と反する通知をしたとき

● その他の事項

組合は行政庁（国・県）の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払責任の一部を国と保険契約を締結し、加入者の保護措置を講じていますが、財務状況によっては共済金の支払額が削減されることがあります。

〈個人情報保護法に基づく個人情報の取り扱いについて〉

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合が、引受の判断、共済金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という。）します。

組合は、農業災害補償法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国または地方公共団体等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

富山県農業共済組合

担当者名

- | | | |
|----------------|-------------------------|--------------------------------------|
| ● 本 所 | 〒939-8177 富山市安養寺340番地1 | TEL(076)461-5333(代)／FAX(076)461-5334 |
| ● 新川地域農業共済センター | 〒939-0643 入善町青木 1385-1 | TEL(0765)72-0377 |
| ● 新川農業共済事務所 | 〒930-0361 上市町湯上野 72 | TEL(076)472-0577 |
| ● 富山地域農業共済センター | 〒939-8177 富山市安養寺 340-1 | TEL(076)429-5006 |
| ● 高岡地域農業共済センター | 〒933-0838 高岡市北島 325-2 | TEL(0766)28-0200 |
| ● 砺波地域農業共済センター | 〒939-1364 砺波市豊町 2-11-14 | TEL(0763)32-2277 |

園芸施設共済の補償が拡充されました。

園芸施設共済



共済金の支払対象となる災害



風害・風水害



雪害・ひょう害



病虫害・鳥獣害



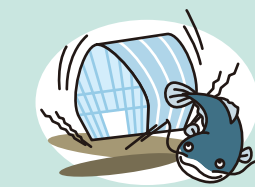
水 害



落 雷



火 災



地 震



破裂・爆発



航空機の墜落・物の落下



車両等の衝突



安心のネットワーク

NOSAIとやま

農業共済組合・富山県・農林水産省



加入資格

- 設置面積の合計が2アール（ガラス室は1アール）以上あること。
- 所有しているハウスの全棟加入が条件です。
※作物の栽培を目的としていないハウス（格納庫など）は、加入出来ません。

加入できるもの

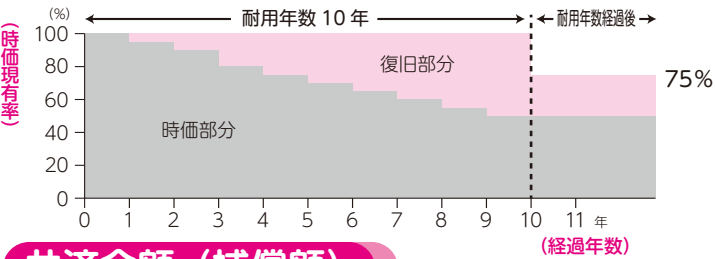
特定園芸施設	附帯施設	施設内農作物	ハウス本体の撤去費用	ハウス本体・附帯施設の復旧費用
ガラス室、プラスチックハウス（パイプハウス）、雨よけハウス、多目的ネットハウスなど	冷・暖房施設、かん水施設、排水施設、換気施設、照明施設、カーテン装置など	ハウス内で栽培されている農作物（野菜、花き、鉢植えなど） ※ただし、育苗中の作物は除きます。	災害などにより発生する廃材の取片付けや解体作業などの費用の一部を補填します。 (パイプハウスの場合1㎡当たり290円)	農家の選択によって再建築価額まで補償します。 (国庫負担はありません。)

共済価額

- ハウス本体、附帯施設の時価評価額及び施設内農作物の価額を1棟ごとに算定します。
※施設内農作物の価額は、投下した生産費部分を補償するという考え方になっています。
- 施設本体や附帯施設には時価現有率、被覆材には被覆経過割合を定め、時価額を算定します。
※施設区分、被覆材によって異なります。
- 復旧費用加入者には、調整率を付加することによって、再建築価額まで加入できるようになります。

プラスチックハウスⅡ類（パイプハウス）

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
時価現有率	100%	95%	90%	85%	80%	75%	70%	65%	60%	55%	50%
復旧費用調整率	0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	25%



ビニールの被覆経過割合

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
一般軟質	100%	50%	25%	以下同じ		
耐久性軟質	100%	71%	50%	35%	25%	以下同じ

共済金額（補償額）

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

※ 付保割合は最高8割を限度として選択できます。4割～8割となっています。

共済責任期間

- 共済掛金を払い込んだ日の翌日から1年間です。
※ 施設の設置（被覆）・栽培期間が周年でない場合は、2か月以上1年未満とすることが出来ます。

共済掛金

- 掛金の1/2を国が負担します。（共済金額8,000万円まで）

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{責任期間（月数）}}{12} \times \frac{1}{2}$$

※共済金額（補償額）1万円当たりの掛金のめやす

（復旧費用には国の1/2の負担はありません。）

		施設の構造		特定園芸施設 及び附帯施設	施設内農作物 （一般）	施設内農作物 （病虫害事故除外）	特定園芸施設 撤去費用	特定園芸施設 復旧費用
		主要骨材	被覆材					
ガラス室	I類	木材	ガラス	15円	362円	16円	6円	15円
	Ⅱ類	鋼材・アルミ	ガラス	12	123	9	3	12
プラスチックハウス	I類	木竹材	ビニール	50	112	34	4	22
	Ⅱ類	パイプ	ビニール	259	250	172	17	67
	Ⅲ類	鋼材（細身）	ビニール	165	577	213	11	140
	Ⅳ類甲	鋼材・アルミ	ビニール	76	68	34	4	31
	Ⅳ類乙	鋼材・アルミ	プラスチックフィルム （硬質フィルム）	57	298	195	9	35
	V類	鋼材	合成樹脂板・ビニール	53	102	25	8	28
雨よけハウス	Ⅵ類	鋼材・パイプ	ビニール 寒冷紗等（屋根面のみ）	987	473	381	41	341
多目的ネットハウス	Ⅶ類	鋼材・アルミ コンクリート	ネット （防風、防鳥）	192	194	116	10	97

（例）設置面積200㎡で本体は4年経過。被覆材は1年未満。付保割合80%。1年間加入。

本体加入	本体の価額	288,000円	=1㎡あたり本体標準価額（1,800円）×200㎡×時価現有率（80%）
	被覆材の価額	205,000円	÷1㎡あたりビニール標準価額（483円）×200㎡×被覆面積算定係数（2.13）×被覆経過割合（100%）
	共済価額（評価額）	493,000円	=288,000円+205,000円
	共済金額	394,400円	=493,000円×80%
	農家負担掛金	5,501円	=394,400円×掛金率 $\times \frac{12\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \times \frac{1}{2}$ + 事務費賦課金 (2.587%) (1㎡当たり2円×200㎡)
撤去費用	共済価額	58,000円	=290円×200㎡ (㎡当たり)
	共済金額	46,400円	=58,000円×80% (付保割合)
	農家負担掛金	38円	=46,400円× $\frac{12\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2}$ (0.165%)
復旧費用	共済価額	72,000円	=360,000円×20% (1,800円×200㎡) (調整率)
	共済金額	57,600円	=72,000円×80% (付保割合)
	農家負担掛金	385円	=57,600円× $\frac{12\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \times \text{掛金率}$ (0.669%)

共済金の支払い

- ① 被害が発生したときは、1棟ごとの**損害額が3万円**または、**共済価額の1割**を超えたときに共済金が支払われます。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

（例）ビニールハウスの被害額の算出方法

パイプ部分の被害額 = パイプの時価額 × （被害を受けたパイプの本数 / 総使用本数）

ビニールの被害額 = ビニールの時価額 × （1 - 自然消耗割合）× 被害面積割合

●一般ビニールの自然消耗割合

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日～
12%	共済責任期間の開始日以後4か月～
25%	共済責任期間の開始日以後7か月～
37%	共済責任期間の開始日以後10か月～

●耐久性ビニールの自然消耗割合

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任期間の開始日～
14%	共済責任期間の開始日以後7か月～

- ② **撤去費用** 撤去に要した金額が100万円を超えたとき又は損害割合が50%を超えたときに限り撤去費用領収書等の金額に付保割合をかけて算定します。

- ③ **復旧費用** 本体の復旧費用領収書等の金額から①の損害額を差し引いた金額に付保割合をかけて算定します。

- 加入者は事故発生通知、撤去・復旧計画を提出します。
- 撤去完了後・復旧完了後、領収書等に付保割合をかけて共済金を支払います。

無事戻し

過去3年間、共済金の支払いを受けなかったときは、その期間中に納入された掛金の3分の1（1年分）を限度に無事戻金として返金します。
※ ただし、総代会の議決や収支状況によっては、お返しできない場合があります。

損害防止事業

- 加入者には、補修テープを配布します。